令和4年5月30日

保護者のみな様

大将軍ひかりこども園

重要事項説明書内容一部改正のお知らせ

一時預かり保育利用料金設定の変更など

　保護者のみな様にお子様の教育・保育を提供する上で事前に「園のしおり」と合わせてご説明し同意を頂戴した『重要事項説明書』の内容について、去る5月28日（土）開催の当園設置法人　　　理事会により下記の内容で一部改正が決定されましたのでお知らせいたします。

　今回の改正内容については、令和4年6月1日より施行適用されますので、保護者のみな様には何卒ご承知おき願います。

記

主な改正事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 条文 | 改 正 前 | 改 正 後 |
| 園則（運営規程）及び　重要事項説明書(保育料等)第16条 | 第16条　本園の保育料等は次のとおりとする。　(1) 保育料（月額）　特定教育・保育給付認定保護者が居住する市町村が定める額　(2) 特定負担額　　ア 主食費（月額）　1,200円　　イ 副食費（月額）　4,500円　　ウ 延長保育費　学年及び保育必要量認定に応じて本園が別に定めるところによる額(3) 実費徴収（略）２　１号認定子どもの一時預かり保育料等は次表に掲げるとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 内　容(種類・金額) | 7:15～8：30 | 8：30～14：30 | 14：30～16：30 | 16：30～17：30 | 17：30～19：15(土曜17：30～18：15) |
| **平　日** | 300円 | ― | 450円(おやつ代込) | 200円 | 500円 |
| **土　曜**(第二土曜除く) | 400円 | 1,500円(食事代込) | 500円(おやつ代込) | 300円 | 300円 |
| 学年末・年始夏冬休業期**平　日** | 300円 | 1,000円(食事代込) | 450円(おやつ代込) | 200円 | 500円 |
| 学年末・年始夏冬休業期**土　曜** | 400円 | 1,500円(食事代込) | 500円(おやつ代込) | 300円 | 300円 |

３　保育料は、出席の有無に関わらず毎月末日までにその月分を納入しなければならない。４　正当な理由がなく、保育料を所定の日までに納入しなかったときは、退園を求めることがある。又、未納入が続く場合は、支払の上で退園をいただく。５　保育料等は、本園の運営上の事由によりその全部又は一部を免除することがある。 | 第16条　本園の保育料等は次のとおりとする。(1) 保育料（月額）　特定教育・保育給付認定保護者が居住する市町村が定める額(2) 特定負担額ア,イの共に、新２・３号認定児を除く１号認定児については夏季休業中の負担は無い。それに伴い、７月分は日割り計算の例による負担額とする。　　ア 主食費（月額）　1,200円　　　イ 副食費（月額）　4,500円 　　ウ 延長保育費　学年及び保育必要量認定に応じて本園が別に定めるところによる額(3) 実費徴収（略）２　１号認定子どもの一時預かり保育料等は次表に掲げるとおりとする。　（新２・３号認定児については次表中＊とする）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 内　容(種類・金額) | 7:15～8：30 | 8：30～14：30 | 14：30～16：30 | 16：30～17：30 | 17：30～19：15(土曜17：30～18：15) |
| **平　日** | 300円 | ― | 450円 | 200円 | 500円 |
| **土　曜**(第二土曜除く) | 400円 | 1,500円 | 500円 | 300円 | 300円 |
| \* 450円 |
| 学年末・年始夏冬休業期 | **平日** | 300円 | 1,000円 | 450円 | 200円 | 500円 |
| \* 450円 |
| **土曜**（第二土曜除く） | 400円 | 1,500円 | 500円 | 300円 | 300円 |
| \* 450円 |

**３**新２・３号認定は、子育てのための施設等利用給付として、対象となる１号認定児の事前申請により認定されることがある。**４**　保育料は、出席の有無に関わらず毎月末日までにその月分を納入しなければならない。**５**　正当な理由がなく、保育料を所定の日までに納入しなかったときは、退園を求めることがある。又、未納入が続く場合は、支払の上で退園をいただく。**６**　保育料等は、本園の運営上の事由によりその全部又は一部を免除することがある。*令和4年6月1日より適用する* |

以上